

21 日獣発第 255 号

平成 22 年 2 月 12 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根 義久  
(公印及び契印の押印は省略)

### **農薬の飼料中の残留基準の設定等に係る要請等に関する指針**

このことについて、平成 22 年 2 月 2 日付け 21 消安第 11433 号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項に基づく国外で使用される農薬に係る飼料中の残留基準の設定及び改正に係る要請等に関して、要請の手續、要請書に添付すべき試験成績等必要な資料の範囲に関する指針を作成したので、了知願いたいというものです。

(注) 本件内容の問い合わせは、駒田事務局主任までお願いします。



21消安第11433号  
平成22年2月2日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



国外で使用される農薬に係る飼料中の残留基準の設定及び改正に係る要請等に関する指針について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づく国外で使用される農薬に係る飼料中の残留基準の設定及び改正に係る要請等に関して、要請の手続、要請書に添付すべき試験成績等必要な資料の範囲に関する指針を別添のとおり作成したので、御了知願いたい。



(別添)

## 国外で使用される農薬に係る飼料中の残留基準の設定及び改正に係る要請等に関する指針

### I 目的

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)では、飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、法第3条第1項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)を定め、飼料一般の成分規格として、穀類及び牧草等について、農薬の残留基準を設定している。

一方、我が国に輸出される飼料作物の中には、我が国で登録されていない農薬であって、国外で新たに使用が認められたものが使用されることがある。このため、本指針において求める試験成績等を含む科学的なデータに基づき、国外で使用される農薬に係る飼料中の残留基準の設定及び改正を進め、安全な飼料の安定供給による安全な畜産物の消費者への供給を促進するため、国外からの要請に対応する必要がある。

本指針は、飼料中の残留基準の設定及び改正に必要な試験成績等の範囲の目安を示したものであるが、本来、すべての物質について一律の資料を求めることは合理的ではなく、また、今後とも科学技術の進歩に応じ新しい試験・評価方法の開発が行われることも考えられる。このため、本指針は飼料中の残留基準を設定するために求められる標準的な試験成績等を示したものであり、十分に評価又は残留基準を検討し得る試験成績等が得られるならば、これ以外の試験成績等をもって代用することもできるものとする。

### II 飼料中の残留基準の設定及び改正に係る手続

#### 1. 要請

国外で飼料作物への適用がある農薬であって、既に米国、カナダ若しくは豪州※(以下「諸外国」という。)において登録されている、又は登録申請の手続を行っているものについて、我が国への輸出が想定される飼料中の残留基準の設定及び改正を要請する場合は、要請者は農林水産省消費・安全局長あてに、別紙様式により要請書を提出することができる。その際、要請書には、Ⅲの1に記載する試験成績等を添付しなければならない。

なお、要請者が国外に在住する場合には、日本国内において当該要請に関する事項について責任をもって対応できる者(国内連絡先)を明記すること。また、要請書は、直接、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に提出すること。

※ 現在、我が国における飼料輸入量の約9割を輸出している米国、カナダ又は豪州を対象とする。なお、対象となる諸外国については、我が国への輸出動向等状況の変化に応じて見直すことがある。

## 2. 審査

残留基準の設定及び改正の要請については、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課において審査を行う。その際、同課では、

- (1) 農薬を使用する飼料作物の我が国への輸出実態
- (2) 飼料中の農薬の残留実態
- (3) 飼料を経由した畜産物への移行性

等を踏まえ、飼料中の残留基準を設定する。なお、(1)～(3)等の解析の結果、飼料に関するリスク管理措置を講じる必要がないと判断した場合等には、飼料中の残留基準を設定しないこととする。

また、畜産物における残留が予測される場合には、飼料の最大投与割合の表及び家畜代謝・残留試験の成績を使用して、畜産物中の残留基準案を検討する。

食品健康影響評価については、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第5号に基づき、食品安全委員会の意見を聴く。

食品安全委員会の評価結果を踏まえ、法第3条第2項の規定に基づき、残留基準案につき農業資材審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴く。

審議会からの答申を踏まえ、法第3条第1項の規定に基づく飼料中の残留基準の設定等に必要な事務手続を行う。

なお、食品安全委員会及び審議会における審議の過程等において、必要とされる場合には、要請者に資料の追加提出等を求めることがある。

## III 要請に必要な試験成績等

### 1. 試験成績等の範囲

残留基準の設定及び改正の要請に当たり、必要とされる試験成績等の範囲は次のとおりとする。

また、試験成績等が必要な飼料作物※は別紙のとおりとする。

※ 現在、我が国における家畜(牛及び鶏)への飼料としての給与量が一定以上ある飼料作物を対象とする。なお、対象となる飼料作物については、我が国における飼料給与実態等状況の変化に応じて見直すことがある。

### <飼料作物に関する試験成績>

#### (1) 飼料作物における作物代謝試験

「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知。以下「通知」という。)における毒性に関する試験成績のうち、植物体内運命(動態)に関する試験成績に準拠したもの。

なお、対象作物についての試験成績がない場合は、植物学的に関連した作物における試験成績で代用可能である。

#### (2) 飼料作物における作物残留試験

通知における残留性に関する試験成績のうち、農作物への残留性に関する試験成績に準拠したもの。なお、試験成績については、諸外国において実施された試験によるものとする。減衰試験についても含むことが望ましい。

なお、我が国において飼料として用いられる食用作物の加工残渣については加工試験の成績も含む。

#### <家畜に関する試験成績>

##### (3) 家畜代謝試験

OECDテストガイドライン503「Metabolism in Livestock (2007.1.8採択)」に準拠した試験成績。

##### (4) 家畜残留試験

OECDテストガイドライン505「Residues in Livestock (2007.1.8採択)」に準拠した試験成績。

#### <その他>

##### (5) 保存安定性試験

OECDテストガイドライン506「Stability of Pesticide Residues in Stored Commodities (2007.10.16採択)」に準拠した試験成績。

##### (6) (1)～(5)の試験に用いた分析法の情報

飼料作物中の残留農薬の検出に用いることができる分析法に関する資料について提出すること。

##### (7) 毒性試験

通知における毒性に関する試験成績(水産動植物及び水産動植物以外の有用生物への影響並びに環境中予測濃度算定に関する試験を除く。)及び残留性に関する試験成績(土壌への残留性に関する試験成績を除く。)に準拠したもの。

##### (8) 製品に添付されているラベル等

製品に添付されているラベル又はラベル案等であって、我が国への輸出が想定される飼料作物に対する使用基準等の情報が記載されたものを提出すること。

##### (9) 諸外国における登録等の情報

諸外国における登録の情報及び設定されている残留基準に関する資料を提出すること。

#### 2. GLPの遵守等

1に掲げる試験においては、GLP (Good Laboratory Practice)を遵守することを基本とする。また、1に掲げる試験を自ら実施しない場合は、試験成績(学術雑誌に公表されたものを除く。)の使用について当該権利を所有する者の承諾を得ていること。

#### 3. 試験成績等の提出方法等

1の(1)～(7)に掲げる試験成績等の資料概要については、印刷物形式及びCD等の電子媒体形式で提出すること。また、1の(1)～(6)に掲げる資料概要以外の添付資料(個々の試験成績等)については、CD等の電子媒体形式で提出すること。資料概要は邦文を原則とするが、英文であっても可とする。

### IV その他

#### 1. 試験成績等の追加要求

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課は、残留基準の設定及び改正の上で必要があると認められる場合には、必要な試験成績等の提出を要請者に対して求めることがある。

## 2. 諸外国における登録状況等の報告

諸外国における残留基準の設定中又は設定後に、諸外国における登録等の取下げ又は取消しに関する情報があった場合は、入手し得る情報を添えて、直ちに農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課へ報告すること。

また、登録申請中の場合は、承認後直ちに、ラベルの承認状況について報告すること。

## 3. 試験成績等の報告

既に提出した試験成績等に誤り又は修正があった場合には、直ちに報告すること。

様式

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）  
第3条1項の規定による飼料の成分規格として、下記の農薬について飼料中の残留基準を設定〔改正〕するよう、必要書類を添えて要請します。

記

（品名）

（注意）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては楷書ではっきり書くこと。
- 3 要請者が国外に在住する場合には、国内連絡先を記載すること。なお、印を署名に代えることができる。

## 飼料用作物一覧

作物名	飼料名	CROP	FEEDSTUFF
大麦	大麦(子実)	Barley	grain
	ビールかす	Brewer's grain	dried
小麦	小麦(子実)	Wheat	grain
	ふすま	Wheat	milled bypds
えん麦	えん麦(子実)	Oat	grain
	えん麦(乾牧草)	Oat	hay and straw
ライ麦	らい麦(子実)	Rye	grain
	らい麦(乾牧草)	Rye	hay and straw
稲	米ぬか	Rice	bran/pollard
	稲わら	Rice	straw
とうもろこし	とうもろこし(子実)	Corn, (field and pop)	grain
	コーングルテンフィード	Corn gluten	feed
	コーングルテンミール	Corn gluten	meal
	コーンミールジャム	Corn, field	milled bypds
	ホミニーフード	Corn, field	hominy meal
	とうもろこしジステラーゼグレインソリュブル	Distiller's grain	dried
てんさい	ビートパルプ	Beet, sugar	dried pulp
こうりゃん	こうりゃん※(子実)	Sorghum, grain	grain
ソルゴー	ソルゴー(乾牧草)	Sorghum, grain	stover
大豆	全脂大豆	Soybean	seed
	大豆油かす	Soybean	meal
	とうふかす	Soybean	okara
	大豆皮(ソイハルペレット)	Soybean	hulls
なたね	なたね油かす	Rape	meal
やし	やし粕(コプラフレーク)	Palm	kemel meal
ごま	ごま油かす	Sesame seed	meal
アルファルファ	アルファルファ(乾牧草、ヘイキューブ)	Alfalfa	hay and meal
まめ科の牧草(アルファルファを除く)	まめ科の牧草(乾牧草)	Vetch	hay
いね科の牧草(えん麦、らい麦及びソルゴーを除く)	いね科の牧草(乾牧草)	Grass	hay

※ 別名「マイロ」という。